

## ○ 単位認定・卒業等の規定

(旧) 北海道立江差高等看護学院 単位の認定、卒業等の取扱いに関する規程	(旧) 試験の取扱い	(新) 北海道立江差高等看護学院 単位の認定、卒業等の取扱いに関する規程	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 北海道立江差高等看護学院学則（以下「学則」という。）第19条、第20条の規定に基づく、単位の認定、卒業等に関して必要な事項を定める。</p> <p><u>（単位の認定）</u></p> <p>第2条 学則第19条の規定により、単位の認定は学科試験及び臨地実習の成績により行う。</p> <p><u>2 卒業を認定されるために必要な授業科目の単位合計数は、学則別表（第5条関係）の欄に規定する単位数に従い、102単位とする。</u></p>		<p>(趣旨)</p> <p>第1条 北海道立江差高等看護学院学則（以下「学則」という。）第19条、第20条の規定に基づく、単位の認定、卒業等に関して必要な事項を定める。</p>	<p>・「単位認定等規定」に「試験時の不正行為」の取扱いを加え、「<u>試験の取扱い</u>」は廃止する</p> <p>・学則に記載されている文言を削除</p>
<p><u>（評価を受ける資格）</u></p> <p>第3条 当該授業科目の講義（演習を含む）、実験、実習及び実技について出席すべき時間数の3分の2に達しない者は、当該授業科目の評価を受けることができない。</p> <p><u>2 正当な理由により所定の時間数に満たない者については、当該授業科目の担当講師が成業の見込みがあると認めた者に限り、補習等により評価を受けることができる。</u></p> <p><u>3 補習を受けようとする場合は、別記第1号様式により学院長に補習の実施を願い出なければならない。</u></p> <p><u>4 前項第3条第2項の欠席が正当な理由と認められるのは、おおむね次の者とする。</u></p> <p><u>（1）疾病のためやむを得ず欠席した者</u></p> <p><u>（2）災害等の不測の事態によりやむを得ず欠席した者</u></p> <p><u>（3）学院長が欠席を認めた者</u></p>	<p>1 試験を受けられる条件</p> <p>1) 出席時間について</p> <p>（1）試験は履修科目の開講時間を出席したものが受けられる。</p> <p>講義 30 時間は 20 時間以上 15 時間は 10 時間以上 実習 45 時間は 30 時間以上 90 時間は 60 時間以上</p> <p>（2）出席時間が不足している場合は「単位の認定、卒業等の取扱いに関する規程」p13を参照してください。</p> <p>2) 遅刻について</p> <p>（1）試験開始の3分の1以内に入室できた場合は受験ができる。</p> <p>*試験時間 90分→30分 45分→15分</p>		<p>・学則に記載されている文言を削除</p> <p>・補習実習の項目は追試験の項目とあわせて記載</p>

(旧) 北海道立江差高等看護学院 単位の認定、卒業等の取扱いに関する規程	(旧) 試験の取扱い	(新) 北海道立江差高等看護学院 単位の認定、卒業等の取扱いに関する規程	備考																
<p>(学科の評価方法)</p> <p>第4条 <u>学科成績</u>の評価は、筆記、口述又は実技その他の方法により行う。</p> <p>2 学科試験は、各科目の所定の授業終了後に行う。</p> <p>3 試験の期日は、試験実施の2週間前までに掲示することを原則とする。</p> <p><u>4 試験の実施については、別に定める。</u></p> <p>(臨地実習の評価方法)</p> <p>第5条 臨地実習成績の評価は、実習の取り組み状況、実習記録等から各実習科目の担当講師が行う。</p> <p>2 評価は実習終了後に行う。</p>	<p>2 試験の種類</p> <p>1) 試験は筆記試験、レポート、実技試験、口頭試問があります。シラバスの評価方法を参照する。</p> <p>2) 実習は実践及び提出物で評価します。実習要項の評価方法を参照する。</p>	<p>(学科の評価方法)</p> <p>第2条 <u>学科試験</u>は、筆記、口述又は実技その他の方法により行う。</p> <p><del>2 学科試験は、各科目の所定の授業終了後に行う。</del></p> <p><b>【★削除】科目によって、授業や單元ごと的小テスト等あり矛盾する</b></p> <p>3 試験の期日は、試験実施の2週間前までに掲示することを原則とする。</p> <p>(臨地実習の評価方法)</p> <p>第3条 臨地実習成績の評価は、<u>実習の取り組み状況、実習記録等をもとに、</u>実習評価表に基づいて実習終了後に行う。</p> <p><b>【★削除】実習評価表に基づき評価するので「取り組み状況、実習記録」は削除</b></p>	<p>文言整理</p>																
<p>(成績評価の基準)</p> <p>第6条 授業科目の<u>成績</u>は100点を満点とする点数又はA、B、C、Dで行う。60点以上又は、A、B、Cを合格とし、60点未満又はDを不合格とする。</p> <p>2 前項の点数及びA、B、C、Dとの関係は、次のとおりとする。</p> <table border="0" data-bbox="152 991 477 1137"> <tr> <td>80点以上</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>70点以上80点未満</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>60点以上70点未満</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>60点未満</td> <td>D</td> </tr> </table>	80点以上	A	70点以上80点未満	B	60点以上70点未満	C	60点未満	D		<p>(成績評価の基準)</p> <p>第4条 授業科目の<u>評価</u>は100点を満点とする点数又はA、B、C、Dで行う。60点以上又は、A、B、Cを合格とし、60点未満又はDを不合格とする。</p> <p>2 前項の点数及びA、B、C、Dとの関係は、次のとおりとする。</p> <table border="0" data-bbox="1205 954 1518 1098"> <tr> <td>80点以上</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>70点以上80点未満</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>60点以上70点未満</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>60点未満</td> <td>D</td> </tr> </table>	80点以上	A	70点以上80点未満	B	60点以上70点未満	C	60点未満	D	<p>文言整理</p>
80点以上	A																		
70点以上80点未満	B																		
60点以上70点未満	C																		
60点未満	D																		
80点以上	A																		
70点以上80点未満	B																		
60点以上70点未満	C																		
60点未満	D																		
<p>(再試験及び再実習)</p> <p>第7条 学則第19条第7項の規定により、学科試験又は臨地実習の成績が合格に達しない者は、別記第2号様式、別記第3号様式により学院長に再試験又は再実習の実施を願い出なければならない。</p> <p>2 再試験及び再実習を受け、合格した者は60点とする。</p>	<p>3) 試験は当該科目が終了した2週間後に行われる本試験と本試験が不合格だった場合の再試験があります。再試験の受験方法は「単位の認定、卒業等の取扱いに関する規程」p13を参照する。</p>	<p>(再試験及び再実習)</p> <p>第5条 学則第19条第7項の規定により、学科試験又は臨地実習の成績が合格に達しない者は、別記第2号様式、別記第3号様式により学院長に再試験又は再実習の実施を願い <b>出なければならぬ</b> <b>出ることができる。【★修正】</b></p> <p>2 再試験及び再実習を受け、合格した者は60点とする。</p> <p>3 再試験・再実習は原則1回に限り受験することができる。</p>	<p>参考：衛生学院規程</p>																

<p>(旧) 北海道立江差高等看護学院 単位の認定、卒業等の取扱いに関する規程</p>	<p>(旧) 試験の取り扱い</p>	<p>(新) 北海道立江差高等看護学院 単位の認定、卒業等の取扱いに関する規程</p>	<p>備考</p>
<p>(追試験) 第8条 学則第19条第8項の規定により、正当な理由により学科試験を欠席した者が追試験を受けようとする場合は、別記第4号様式により学院長に追試験の実施を願い出なければならない。 2 前項の欠席が正当な理由と認められるのは、本規程第3条第4項に該当する者である。 <u>3 追試験は、60点以上を合格とする。</u></p>	<p>4) 本試験をやむを得ない理由で欠席した場合の追試験があります。追試験の受験資格は「単位の認定、卒業等の取り扱いに関する規程」p13を参照する。</p>	<p>(追試験・<u>補習実習</u>) 第6条 学則第19条第8項の規定により、正当な理由により学科試験を欠席した者が追試験を受けようとする場合<u>又は臨地実習の出席時間が3分の2に達しない者が補習実習を受けようとする場合</u>は、別記第4号様式により、学院長に追試験<u>又は補習実習</u>の実施を願い出なければならない。 2 前項の欠席が正当な理由と認められるのは、<u>おおむね次の者とする。</u> <u>(1) 疾病のためやむを得ず欠席した者</u> <u>(2) 災害等の不測の事態によりやむを得ず欠席した者</u> <u>(3) 学院長が欠席を認めた者</u></p>	<p>参考：衛生学院規程</p>
<p>(単位の授与) 第9条 学則第19条の規定により単位の認定に当たり、会議（以下「単位認定会議」という。）をもって単位を認定し授与する。 2 前項の単位認定会議の構成員は、学院長、副学院長、教務主幹、事務長、教務主査、講師とし、必要に応じ当該授業科目の担当講師を加えることができる。 3 履修した授業科目の<u>成績評価</u>が60点以上の者について単位の授与を行う。 4 前項の規程により、単位を授与されなかった者については、当該授業科目について再履修できる。 5 前項の規程により再履修しようとする者は、別記第5号様式により学院長に再履修を願い出なければならない。</p>		<p>(単位の授与) 第7条 学則第19条の規定により単位の認定に当たり、<u>会議（以下「単位認定会議」という。）をもって単位を認定し授与するを置く。</u> <b>【★修正】単位認定は学院長（学則）が行うで会議を置くことのみ記載</b> 2 前項の単位認定会議の構成員は、学院長、副学院長、教務主幹、事務長、教務主査、講師とし、必要に応じ当該授業科目の担当講師を加えることができる。 3 履修した授業科目の<u>評価</u>が60点以上の者について単位の授与を行う。 4 前項の規程により、単位を授与されなかった者については、当該授業科目について再履修できる。 5 前項の規程により再履修しようとする者は、別記第●号様式により学院長に再履修を願い出なければならない。</p>	
<p>(卒業の認定) 第10条 学則第20条の規定により卒業の認定に当たり、会議（以下「卒業認定会議」という。）をもって卒業を認定する。 2 前項の卒業認定会議の構成員は、学院長、副学院長、教務主幹、事務長、教務主査、講師とし、必要に応じ当該授業科目の担当講</p>		<p>(卒業の認定) 第8条 学則第20条の規定により卒業の認定に当たり、<u>会議（以下「卒業認定会議」という。）をもって卒業を認定するを置く。</u> <b>【★修正】卒業認定は学院長（学則）が行うので会議を置くことのみ記載</b> 2 前項の卒業認定会議の構成員は、学院長、副学院長、教務主幹、事務長、教務主査、講師とし、必要に応じ当該授業科目の担</p>	

<p>(旧) 北海道立江差高等看護学院 単位の認定、卒業等の取扱いに関する規程</p>	<p>(旧) 試験の取扱い</p>	<p>(新) 北海道立江差高等看護学院 単位の認定、卒業等の取扱いに関する規程</p>	<p>備考</p>
<p>師を加えることができる。</p>		<p>当講師を加えることができる。</p>	
	<p>4 評価対象外となる場合 1) レポート・課題及び実習記録を指定期日・時間までに未提出 2) 不正行為並びに不正と疑われる行為 (1) カンニング (2) レポート・課題及び実習記録の盗用 【第三者委員会意見：一般的にレポートの使い回しには重いペナルティがあり、当該科目を不合格とする場合や当該年度の全単位を不合格とする場合があり、学校ごとに定めている。江差高看の根拠「試験の取扱い」は制定過程が不明でありそこまで効力があるか疑問】</p>	<p><u>(試験時等の不正行為)</u> <b>第9条</b> <b>試験において不正な行為をすること又は他人が作成したレポート等(電子ファイル含む)を複写して自分のレポート等として提出することは認められない。</b> <b>2 不正行為とは以下のことをいう。</b> <b>(1) 本人に代わって受験すること、また受験させること</b> <b>(2) 不正使用の目的をもって作成された文書などを試験場に持ち込むこと</b> <b>(3) 試験中に、持ち込みが許可されていない書籍・電子辞書・ノート等を利用すること、また、携帯電話などの送信機その他の通信手段を用いること</b> <b>(4) 机、筆記用具等に不正な書き込みをして受験すること</b> <b>(5) 他人の答案用紙と交換すること、他人の答案をのぞき見ること</b> <b>(6) 他人の答案またはレポートなどを書き写し、または書き写させること</b> <b>(7) 私語・動作等によって不正な連絡を試みること</b> <b>(8) 他人のレポートや他人に書かせたレポートを自分のものとして提出すること</b> <b>3 不正行為をおこなった者は、評価せず不合格とし、原則として第5条に規定する再試験は認めない。</b> <b>【★修正】不正行為を例示(これまでより具体性を落とさない)、不正行為をした場合は、評価せず不合格とし、原則再試験の対象としない</b>  <u>(科目履修の条件等)</u> <b>第10条</b> <u>必要な科目履修の条件、各種願の提出方法等は別に定める。</u></p>	<p>カンニング、レポート盗用は該当科目を不合格とすることを規定に明記する。ただし、<u>再試験受験資格は与える</u>(旭川・網走高看参考)。 <u>(懲戒対象となるかは別途協議)</u> <u>「履修要領」との関連を整理</u></p>

<p>(旧) 北海道立江差高等看護学院 単位の認定、卒業等の取扱いに関する規程</p>	<p>(旧) 試験の取扱い</p>	<p>(新) 北海道立江差高等看護学院 単位の認定、卒業等の取扱いに関する規程</p>	<p>備考</p>
<p>附 則 この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p><u>(以下はオリエンテーションで説明)</u></p> <p>3 試験の方法</p> <p>1) 試験は、原則として当該学年の教室で行います。</p> <p>2) 受験者は、試験開始 5 分前までに教室に入室する。</p> <p>3) 試験に遅刻した場合は、教室の後ろから入室し着席する。</p> <p>4) 試験時間の 3 分の 2 を経過しなければ、教室から退室はできません。</p> <p>    *試験時間 90 分→60 分 45 分→30 分</p> <p>    *退室するときは、以下の通りとする。</p> <p>①学籍番号・氏名が書かれているか確認し、回答用紙を裏返す。</p> <p>②問題用紙は指示の通りとする。</p> <p>③後ろのドアから静かに退室する。</p> <p>    *退室後の再入室は禁止とします。</p> <p>4) 受験者は、黒板に向かって右側から学籍番号順に着席する。</p> <p>5) 机は一人机とし、適当な間隔をおいて着席する。(1 つ 1 つ 離すこと)</p> <p>6) 机の上には筆記用具及び指定・許可されたもの以外は置かない。</p> <p>7) テキスト類は教室後ろに長机を用意し、整頓して置く。</p> <p>    *試験に必要なものは各自のロッカーに入れる。</p> <p>8) 受験に関しては試験監督者の指示に従う。</p> <p>9) 質問がある時は声を出さずに挙手をする。</p>	<p>附 則 この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	

## ○ 懲戒規定の見直し

(旧) 北海道立江差高等看護学院 懲戒に関する規程	(旧) 北海道立江差高等看護学院 嚴重注意等に関する規程	(新) 北海道立江差高等看護学院 懲戒に関する規程	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 北海道立江差高等看護学院学則（以下「学則」という。）第18条の規定に基づき、懲戒に関し必要な事項を定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、北海道立江差高等看護学院懲戒に関する規程第2条に定める懲戒とは別に行う教育的指導の措置（嚴重注意及び注意（以下「嚴重注意等」という。））に関し必要な事項を定める。</p>	<p>(趣 旨)</p> <p>第1条 北海道立江差高等看護学院学則（以下「学則」という。）第18条の規定に基づき、懲戒に関し、必要な事項を定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・懲戒と嚴重注意規定をひとつに整理</li> <li>・懲戒の内容、決定方法等詳細を記載する</li> </ul>
		<p>(懲 戒)</p> <p>第2条 懲戒は、江差高等看護学院に在学中の学生が在学中に学則第18条に定める懲戒の対象となる行為を行った場合に、本学院における学生の本分を全うさせるため、教育的配慮の上行うものとする。</p> <p>2 懲戒は、懲戒の対象となる行為の態様、行為の結果がもたらした第三者に与えた影響及び行為の背景にある事情等を総合的に検討し行う。</p> <p>3 懲戒により学生に課す不利益は、懲戒目的を達成するために必要最小限のものでなければならない。</p> <p>(懲戒の対象とする期間)</p> <p>第3条 懲戒は、入学後、本学院に学籍を有する期間に行われた行為を対象として行う。</p> <p>(懲戒の対象とする行為)</p> <p>第4条 懲戒の対象とする行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 犯罪行為</li> <li>(2) 重大な交通法規違反</li> <li>(3) ハラスメント行為</li> <li>(4) 情報倫理に反する行為</li> <li>(5) 学生の学習及び教職員の教育活動等の正当な活動を妨害する行為</li> <li>(6) 正当な理由なく学校に出席しない行為</li> <li>(7) 試験等における不正行為</li> <li>(8) 本学院の定める規程及び規程を根拠とする規範により学生が遵守すべき事項に違反する行為</li> <li>(9) その他学生の本分に違反する行為</li> </ol>	<p>(旭川高看参照)</p>
<p>(懲戒の種類)</p> <p>第2条 学則第18条の規定により、学院長は諸規程に違</p>		<p>(懲戒の内容)</p> <p>第5条 学則第18条に定める懲戒の内容は、次の各号に掲げる種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p>(旭川高看参照)</p>

(旧) 北海道立江差高等看護学院 懲戒に関する規程	(旧) 北海道立江差高等看護学院 嚴重注意等に関する規程	(新) 北海道立江差高等看護学院 懲戒に関する規程	備考
<p>反する行為があると認められる学生又は学院の秩序を乱した学生に懲戒を加えることができる。</p> <p>2 前項の懲戒は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 訓告</p> <p>(2) 停学</p> <p>(3) 退学</p>		<p>(1) 訓告は、学生の行った行為の責任を確認した上で、その将来を、書面により戒めるものとする。</p> <p>(2) 停学は、停学によって成業の見込みがあると認められる学生に対して、学生の教育課程の履修及び課外活動等を一定の期間（1日以上6か月以下）において停止するものとする。</p> <p>(3) 退学は、学生としての身分を剥奪するものとする。</p>	
<p>(懲戒の決定)</p> <p>第3条 学院長は、懲戒に関する事項を厳正かつ慎重に審議決定するために臨時会議を招集することができる。</p> <p>2 前項の会議の構成員は、学院長、副学院長、教務主幹、事務長、教務主査、講師とする。</p> <p>3 懲戒の決定は、教育的効果を期待し提示により<u>学生に公示する場合がある。</u></p> <p><b>【第三者委員会意見：訓告処分相当で氏名を公示することへの教育効果は疑問、新たなペナルティを科している】</b></p> <p>(懲戒の方法)</p> <p>第4条 懲戒は、次の方法で行う。</p> <p>(1) 訓告は、その程度により学院長又は副学院長によって行われ指導するものとする。</p> <p>(2) 停学は、期間を定め、主として自宅謹慎により指</p>		<p>(事実関係の調査)</p> <p>第6条 教員は、懲戒の対象となる行為又はその疑いがある行為が生じたと認める時は、遅滞なく当該学生に対し<u>する事情聴取等の調査を行い、</u>事実関係を確認する。<b>【★修文】</b></p> <p>2 前項の調査にあたり、教員は学生に対して、要旨を口答又は文書で告知し、当該事実に関する聴聞の機会を与えなければならない。この場合において、告知した当該学生の保護者が希望する時は、当該保護者にも聴聞の機会を与えなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、懲戒の対象となる行為が重大犯罪であり、かつ学生が当該犯罪をしたことが明白であると認められる等特段の事情がある場合は、告知を省略し、聴聞の機会を与えないことができる。</p> <p>(緊急の措置)</p> <p>第7条 学院長は、当該学生が第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する明白かつ具体的な差し迫った危険があると認める時は、当該学生に対して、相当な期間の出席停止、登校禁止、特定の人物に対する接触禁止等の命令をすることができる。</p> <p>(懲戒の決定)</p> <p>第8条 学院長は、懲戒に関する事項を厳正かつ慎重に審議決定するために、会議を招集することができる。</p> <p>2 会議は、学院長、副学院長、事務長及び教務主幹、教務主査、講師並びに<u>学院長が特に指定した者</u>をもって構成する。</p> <p>3 事実関係の調査結果の報告を受け、懲戒が相当であると判断したときは、懲戒内容を決定する。</p> <p>(懲戒の方法)</p> <p>第9条 学院長は、学生に対し懲戒通知書(別記第●号様式)により通告する。</p> <p>2 懲戒の方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 訓告は、学院長又は副学院長によって行われ指導するものとする。</p> <p>(2) 停学は、保護者又は保証人を召喚し学生同席の上、学院長によって行われ指導するものとする。</p> <p>(3) 退学は、保護者又は保証人を召喚し学生同席の上、学院長によって行われるものとする。</p>	<p>(旭川高看参照)</p> <p>学院長が特に指定したもの：<u>本庁担当者、弁護士等</u></p>





(旧) 北海道立江差高等看護学院 懲戒に関する規程	(旧) 北海道立江差高等看護学院 厳重注意等に関する規程	(新) 北海道立江差高等看護学院 懲戒に関する規程	備考
		<p style="background-color: yellow;">学院長に報告する。</p> <p style="background-color: yellow;">【★削除】学院長の指示で教員がおこなうことであり、規定には記載しない</p>	
<p>(厳重注意等)</p> <p>第2条 厳重注意等は、学生の非違行為に対して、当該非違行為が懲戒処分（北海道立江差高等看護学院懲戒に関する規程第2条に規定する懲戒処分をいう。）を行うまでに至らないが、当該学生にその責任を自覚させ、教育的指導の観点から行うものとする。</p> <p>2 学生の非違行為が、懲戒処分を行うまでに至らないが、比較的重いと認められる場合には、厳重注意を行うものとする。</p> <p>3 学生の非違行為が、前項に規定する厳重注意までに至らないものと認められる場合には、その軽重の程度を審査し、厳重注意又は注意を行うものとする。</p> <p>(厳重注意等を行う者)</p> <p>第3条 厳重注意等は学院長又は副学院長が行う。</p> <p>(厳重注意等の措置)</p> <p>第4条 厳重注意等は、懲戒に至らないものであって、学生に文書によって非違行為を厳重に注意する文書厳重注意又は口頭によって非違行為を注意する口頭厳重注意により行う。また、厳重注意等を行う場合には、その事由を明記した文書（別紙様式1）を交付して行い、注意は口頭により行うものとする。</p> <p>第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、懲戒処分会議で定める。</p>		<p>(厳重注意等)</p> <p>第15条 学生の非違行為が懲戒処分を行うまでに至らないが、比較的重いと認められる場合に、行為の問題性を自覚させ反省を促すため、厳重注意又は注意を行う。</p> <p>2 厳重注意等は学院長又は副学院長が、文書（別記第●号様式）又は口頭により行う。</p>	(旭川高看参照)
<p>附則 この規程は、平成10年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。</p>	<p>附則 この規程は、平成28年4月1日から適用する。</p>	<p>附則</p> <p><u>1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 「北海道立江差高等看護学院懲戒に関する規程」(平成10年4月1日施行)及び「北海道立江差高等看護学院厳重注意等に関する規程(平成28年4月1日)は廃止する。</u></p>	

## ○ 履修規定

(旧) 履修要領				(新) 履修要領		備考																																																				
1 履修方法について (1) 各学年において科目を履修するには、次に示す先行科目の単位修得等の条件があります。				<u>「北海道立江差高等看護学院 単位の認定、卒業等の取扱いに関する規程」第 12 条の規定に基づき、必要な事項を定める。</u> <u>1 履修条件について</u> <u>各科目を開始するには、下記に示す科目の単位を修得していなければ履修することができない。</u>		単位規定との関連を整理 語尾統一																																																				
《1年次》 ア 先行科目がC以上の評価であることが条件で履修できる科目（同一学年での開講科目） <table border="1" data-bbox="152 499 1117 659"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>区分</th> <th>先行科目</th> <th>履修できる科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門分野Ⅰ</td> <td>臨地実習</td> <td>基礎看護学実習Ⅰ</td> <td>基礎看護学実習Ⅱ</td> </tr> <tr> <td>専門分野Ⅱ</td> <td>老年看護学</td> <td>老年看護学概論、看護過程Ⅰ 看護過程Ⅱ</td> <td>老年看護方法Ⅲ</td> </tr> </tbody> </table>				分野	区分	先行科目	履修できる科目	専門分野Ⅰ	臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	基礎看護学実習Ⅱ	専門分野Ⅱ	老年看護学	老年看護学概論、看護過程Ⅰ 看護過程Ⅱ	老年看護方法Ⅲ	(1) <u>2021年度以前入学生（旧カリキュラム）</u> <u>《1年次》</u> <table border="1" data-bbox="1234 499 1917 699"> <thead> <tr> <th>科目名</th> <th>単位取得済み科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>基礎看護学実習Ⅱ</u></td> <td><u>基礎看護学実習Ⅰ</u></td> </tr> <tr> <td><u>老年看護方法Ⅲ</u></td> <td><u>老年看護学概論、看護過程Ⅰ</u> <u>看護過程Ⅱ</u></td> </tr> </tbody> </table>		科目名	単位取得済み科目	<u>基礎看護学実習Ⅱ</u>	<u>基礎看護学実習Ⅰ</u>	<u>老年看護方法Ⅲ</u>	<u>老年看護学概論、看護過程Ⅰ</u> <u>看護過程Ⅱ</u>																																			
分野	区分	先行科目	履修できる科目																																																							
専門分野Ⅰ	臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	基礎看護学実習Ⅱ																																																							
専門分野Ⅱ	老年看護学	老年看護学概論、看護過程Ⅰ 看護過程Ⅱ	老年看護方法Ⅲ																																																							
科目名	単位取得済み科目																																																									
<u>基礎看護学実習Ⅱ</u>	<u>基礎看護学実習Ⅰ</u>																																																									
<u>老年看護方法Ⅲ</u>	<u>老年看護学概論、看護過程Ⅰ</u> <u>看護過程Ⅱ</u>																																																									
《2年次》 ア 先行科目がC以上の評価であることが条件で履修できる科目（同一学年での開講科目） <table border="1" data-bbox="152 866 1117 986"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>区分</th> <th>先行科目</th> <th>履修できる科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門分野Ⅰ</td> <td>基礎看護学</td> <td>看護学概論Ⅱ</td> <td>看護研究</td> </tr> <tr> <td>統合分野</td> <td>在宅看護論</td> <td>在宅看護概論</td> <td>在宅看護方法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ</td> </tr> </tbody> </table> イ 先行科目の単位修得が条件で履修できる科目（開講学年が異なる科目） <table border="1" data-bbox="152 1062 1167 1457"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>区分</th> <th>先行科目</th> <th>履修できる科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">専門分野Ⅰ</td> <td rowspan="3">基礎看護学</td> <td>フィジカルアセスメントⅠ</td> <td>フィジカルアセスメントⅡ</td> </tr> <tr> <td>看護学概論Ⅰ</td> <td>看護学概論Ⅱ</td> </tr> <tr> <td>1年次開講 専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ</td> <td>看護研究</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">専門分野Ⅱ</td> <td rowspan="2">各看護学</td> <td>看護過程Ⅱ</td> <td>成人看護方法Ⅴ 小児看護方法Ⅲ 母性看護方法Ⅱ 精神看護方法Ⅲ</td> </tr> <tr> <td>基礎看護学実習Ⅱ</td> <td>専門分野Ⅱの臨地実習</td> </tr> </tbody> </table>				分野	区分	先行科目	履修できる科目	専門分野Ⅰ	基礎看護学	看護学概論Ⅱ	看護研究	統合分野	在宅看護論	在宅看護概論	在宅看護方法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	分野	区分	先行科目	履修できる科目	専門分野Ⅰ	基礎看護学	フィジカルアセスメントⅠ	フィジカルアセスメントⅡ	看護学概論Ⅰ	看護学概論Ⅱ	1年次開講 専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ	看護研究	専門分野Ⅱ	各看護学	看護過程Ⅱ	成人看護方法Ⅴ 小児看護方法Ⅲ 母性看護方法Ⅱ 精神看護方法Ⅲ	基礎看護学実習Ⅱ	専門分野Ⅱの臨地実習	《2年次》 <table border="1" data-bbox="1234 751 1917 1495"> <thead> <tr> <th>科目名</th> <th>単位取得済み科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>看護研究</u></td> <td><u>看護学概論Ⅱ</u></td> </tr> <tr> <td><u>在宅看護方法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ</u></td> <td><u>在宅看護概論</u></td> </tr> <tr> <td><u>フィジカルアセスメントⅡ</u></td> <td><u>フィジカルアセスメントⅠ</u></td> </tr> <tr> <td><u>看護学概論Ⅱ</u></td> <td><u>看護学概論Ⅰ</u></td> </tr> <tr> <td><u>看護研究</u></td> <td><u>1年次開講の 専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ</u></td> </tr> <tr> <td><u>成人看護方法Ⅴ</u> <u>小児看護方法Ⅲ</u> <u>母性看護方法Ⅱ</u> <u>精神看護方法Ⅲ</u></td> <td><u>看護過程Ⅱ</u></td> </tr> <tr> <td><u>専門分野Ⅱの臨地実習</u></td> <td><u>基礎看護学実習Ⅱ</u></td> </tr> <tr> <td><u>成人看護方法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ</u> <u>成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ</u></td> <td><u>成人看護学概論</u></td> </tr> <tr> <td><u>老年看護方法Ⅰ・Ⅱ</u> <u>老年看護学実習Ⅰ</u></td> <td><u>老年看護学概論</u></td> </tr> <tr> <td><u>小児看護方法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ</u></td> <td><u>小児看護学概論</u></td> </tr> </tbody> </table>		科目名	単位取得済み科目	<u>看護研究</u>	<u>看護学概論Ⅱ</u>	<u>在宅看護方法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ</u>	<u>在宅看護概論</u>	<u>フィジカルアセスメントⅡ</u>	<u>フィジカルアセスメントⅠ</u>	<u>看護学概論Ⅱ</u>	<u>看護学概論Ⅰ</u>	<u>看護研究</u>	<u>1年次開講の 専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ</u>	<u>成人看護方法Ⅴ</u> <u>小児看護方法Ⅲ</u> <u>母性看護方法Ⅱ</u> <u>精神看護方法Ⅲ</u>	<u>看護過程Ⅱ</u>	<u>専門分野Ⅱの臨地実習</u>	<u>基礎看護学実習Ⅱ</u>	<u>成人看護方法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ</u> <u>成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ</u>	<u>成人看護学概論</u>	<u>老年看護方法Ⅰ・Ⅱ</u> <u>老年看護学実習Ⅰ</u>	<u>老年看護学概論</u>	<u>小児看護方法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ</u>	<u>小児看護学概論</u>	・分野・区分の記載の削除 ・科目名・単位取得済み科目で整理
分野	区分	先行科目	履修できる科目																																																							
専門分野Ⅰ	基礎看護学	看護学概論Ⅱ	看護研究																																																							
統合分野	在宅看護論	在宅看護概論	在宅看護方法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ																																																							
分野	区分	先行科目	履修できる科目																																																							
専門分野Ⅰ	基礎看護学	フィジカルアセスメントⅠ	フィジカルアセスメントⅡ																																																							
		看護学概論Ⅰ	看護学概論Ⅱ																																																							
		1年次開講 専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ	看護研究																																																							
専門分野Ⅱ	各看護学	看護過程Ⅱ	成人看護方法Ⅴ 小児看護方法Ⅲ 母性看護方法Ⅱ 精神看護方法Ⅲ																																																							
		基礎看護学実習Ⅱ	専門分野Ⅱの臨地実習																																																							
科目名	単位取得済み科目																																																									
<u>看護研究</u>	<u>看護学概論Ⅱ</u>																																																									
<u>在宅看護方法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ</u>	<u>在宅看護概論</u>																																																									
<u>フィジカルアセスメントⅡ</u>	<u>フィジカルアセスメントⅠ</u>																																																									
<u>看護学概論Ⅱ</u>	<u>看護学概論Ⅰ</u>																																																									
<u>看護研究</u>	<u>1年次開講の 専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ</u>																																																									
<u>成人看護方法Ⅴ</u> <u>小児看護方法Ⅲ</u> <u>母性看護方法Ⅱ</u> <u>精神看護方法Ⅲ</u>	<u>看護過程Ⅱ</u>																																																									
<u>専門分野Ⅱの臨地実習</u>	<u>基礎看護学実習Ⅱ</u>																																																									
<u>成人看護方法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ</u> <u>成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ</u>	<u>成人看護学概論</u>																																																									
<u>老年看護方法Ⅰ・Ⅱ</u> <u>老年看護学実習Ⅰ</u>	<u>老年看護学概論</u>																																																									
<u>小児看護方法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ</u>	<u>小児看護学概論</u>																																																									

(旧) 履修要領				(新) 履修要領		備考
	成人看護学	成人看護学概論	成人看護方法 I・II・III・IV・V 成人看護学実習 I・II	<u>母性看護方法 I・II・III</u>	<u>母性看護学概論</u>	
	老年看護学	老年看護学概論	老年看護方法 I・II 老年看護学実習 I	<u>精神看護方法 I・II・III</u>	<u>精神看護学概論</u>	
	小児看護学	小児看護学概論	小児看護方法 I・II・III	<u>在宅看護概論</u>	<u>1年次開講の</u>	
	母性看護学	母性看護学概論	母性看護方法 I・II・III	<u>在宅看護方法 I・II・III</u>	<u>専門分野 I、専門分野 II</u>	
	精神看護学	精神看護学概論	精神看護方法 I・II・III			
統合分野	在宅看護論	1年次開講 専門分野 I、専門分野 II	在宅看護概論 在宅看護方法 I・II・III			
《3年次》 ア 3年次開講科目は、2年次までの単位をすべて修得していないと履修できません。 イ 先行科目がC以上の評価であることが条件で履修できる科目（同一学年での開講科目）				<u>《3年次》</u>		
分野	区分	先行科目	履修できる科目	科目名	単位取得済み科目	
統合分野	看護の統合と実践	右記科目以外のすべての科目	統合技術	<u>統合技術</u>	<u>左記科目以外のすべての科目</u>	

(旧) 履修要領	(新) 履修要領	備考																								
	<p>(2) 2022年度以降入学生 (新カリキュラム)</p> <table border="1" data-bbox="1234 177 1917 1002"> <thead> <tr> <th>科目名</th> <th>単位取得済み科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎看護学実習Ⅰ</td> <td>人と生活を知る実習</td> </tr> <tr> <td>基礎看護学実習Ⅱ</td> <td>基礎看護学実習Ⅰ</td> </tr> <tr> <td>成人・老年看護学実習Ⅰ</td> <td>基礎看護学実習Ⅱ</td> </tr> <tr> <td>成人・老年看護学実習Ⅱ</td> <td>基礎看護学実習Ⅱ</td> </tr> <tr> <td>成人・老年看護学実習Ⅲ</td> <td>成人・老年看護学実習Ⅰ、成人・老年看護学実習Ⅱ</td> </tr> <tr> <td>成人・老年看護学実習Ⅳ</td> <td>成人・老年看護学実習Ⅰ、成人・老年看護学実習Ⅱ</td> </tr> <tr> <td>小児看護学実習</td> <td>成人・老年看護学実習Ⅰ、成人・老年看護学実習Ⅱ</td> </tr> <tr> <td>母性看護学実習</td> <td>成人・老年看護学実習Ⅰ、成人・老年看護学実習Ⅱ</td> </tr> <tr> <td>精神看護学実習</td> <td>成人・老年看護学実習Ⅰ、成人・老年看護学実習Ⅱ</td> </tr> <tr> <td>地域・在宅看護論実習</td> <td>成人・老年看護学実習Ⅰ、成人・老年看護学実習Ⅱ</td> </tr> <tr> <td>統合実習</td> <td>成人・老年看護学実習Ⅰ、成人・老年看護学実習Ⅱ</td> </tr> </tbody> </table>	科目名	単位取得済み科目	基礎看護学実習Ⅰ	人と生活を知る実習	基礎看護学実習Ⅱ	基礎看護学実習Ⅰ	成人・老年看護学実習Ⅰ	基礎看護学実習Ⅱ	成人・老年看護学実習Ⅱ	基礎看護学実習Ⅱ	成人・老年看護学実習Ⅲ	成人・老年看護学実習Ⅰ、成人・老年看護学実習Ⅱ	成人・老年看護学実習Ⅳ	成人・老年看護学実習Ⅰ、成人・老年看護学実習Ⅱ	小児看護学実習	成人・老年看護学実習Ⅰ、成人・老年看護学実習Ⅱ	母性看護学実習	成人・老年看護学実習Ⅰ、成人・老年看護学実習Ⅱ	精神看護学実習	成人・老年看護学実習Ⅰ、成人・老年看護学実習Ⅱ	地域・在宅看護論実習	成人・老年看護学実習Ⅰ、成人・老年看護学実習Ⅱ	統合実習	成人・老年看護学実習Ⅰ、成人・老年看護学実習Ⅱ	新カリキュラムを反映
科目名	単位取得済み科目																									
基礎看護学実習Ⅰ	人と生活を知る実習																									
基礎看護学実習Ⅱ	基礎看護学実習Ⅰ																									
成人・老年看護学実習Ⅰ	基礎看護学実習Ⅱ																									
成人・老年看護学実習Ⅱ	基礎看護学実習Ⅱ																									
成人・老年看護学実習Ⅲ	成人・老年看護学実習Ⅰ、成人・老年看護学実習Ⅱ																									
成人・老年看護学実習Ⅳ	成人・老年看護学実習Ⅰ、成人・老年看護学実習Ⅱ																									
小児看護学実習	成人・老年看護学実習Ⅰ、成人・老年看護学実習Ⅱ																									
母性看護学実習	成人・老年看護学実習Ⅰ、成人・老年看護学実習Ⅱ																									
精神看護学実習	成人・老年看護学実習Ⅰ、成人・老年看護学実習Ⅱ																									
地域・在宅看護論実習	成人・老年看護学実習Ⅰ、成人・老年看護学実習Ⅱ																									
統合実習	成人・老年看護学実習Ⅰ、成人・老年看護学実習Ⅱ																									
<p><u>(2) 再実習を受けようとするものは次の条件を充たしている必要があります。</u>  <u>ア 不合格になった課題が明確になっている。</u></p>		削除																								
<p>2 再履修について  単位が認定されていない科目を再履修するには、「単位の認定、卒業等の取り扱いに関する規定」第9条第5項に基づき、再履修願 (別記第5号様式) を履修しようとする年度の前年度中に提出する必要があります。</p> <p>3 追試験について  (1) 追試験願 (別記第4号様式) には「単位の認定、卒業等の取扱いに関する規程」第8条に基づき、次の証明書の添付が必要となります。  ア 疾病のためやむを得ず欠席した者：病院を受診したという証明ができるもの (日付が入った診断書、領収書、処方箋など)  イ 災害等不測の事態によりやむを得ず欠席した場合：最大限努力しても、テストに間に合わ</p>	<p><u>2 各種願の提出等について</u>  (1) <u>再試験願・再実習願</u>  <u>成績が伝えられた日を1日目として3日後から3日以内の17時15分までに提出 (土日祝日は含まない) 【★修文】</u>  (2) <u>追試験願</u>  <u>次の証明書を添付し、その都度、提出</u>  <u>ア 疾病のためやむを得ず欠席した者：病院を受診したという証明ができるもの (日付が入った診断書、領収書、処方箋など)</u>  <u>イ 災害等不測の事態によりやむを得ず欠席した場合：最</u></p>	<p>各種願の提出期限を明記する。  現在は、学生便覧の「学院生活・諸手続一覧」にのみ記載。  再試験の提出期限を「返却後3日以内」に変更。</p>																								

(旧) 履修要領	(新) 履修要領	備考
<p>ないということを証明できるもの。(事故であれば、事故証明、公共交通機関の遅延証明など) ウ 学院長が正当な理由と認めた者：指示された証明書</p> <p>【第三者委員会意見：再試験の提出期限が「返却後3日以内の17時まで」から「返却翌日の17:15まで」と合理的な理由もなく学生に不利益に変更されている、周知も不十分】</p>	<p><u>大限努力しても、テストに間に合わないということを証明できるもの(事故であれば、事故証明、公共交通機関の遅延証明など)</u> <u>ウ 学院長が正当な理由と認めた者：指示された証明書</u> (3) 補習願 その都度、提出 (4) 再履修願 履修しようとする年度の始業日から1週間以内に提出 【★修正】3月では期限が早すぎるため新年度に設定。 (6) 様式は、学生便覧「学院生活(諸手続一覧)」のとおり</p>	
	<p>3 既単位習得科目の聴講について</p> <p>(1) 既に単位を修得した科目は、原則、再履修を認めない。</p> <p>(2) ただし、さらなる理解、技術の習得等のため、特に希望する場合は、始業日までに希望する科目等を学年担任に申し出ること。担任は、面談により聴講希望理由、習得すべき単位の履修計画を確認し、留意事項等を説明する。</p> <p>(3) 実習・試験は受けることができない。</p> <p>(4) 担当講師により聴講を許可されない等、聴講が認められない場合がある。</p> <p>(5) 聴講にあたっては留意事項等を遵守すること。</p> <p>【★修正】講義は単位修得を目指す学生を優先し学習環境を整えるものであり、原則、聴講は認めないが、個別の学生の事情により認めることとする。</p>	<p>既単位修得科目の聴講に係る規定を追加</p>

(旧) 履修要領	(新) 履修要領	備考
附則 1 この要領は平成10年4月1日から施行する。 2 この要領は平成19年4月1日から施行する。 3 この要領は平成21年4月1日から施行する。 4 この要領は平成25年4月1日から施行する。 5 この要領は平成28年4月1日から施行する。 6 この要領は平成31年4月1日から施行する。 7 この要領は令和2年4月1日から施行する。 8 この要領は令和3年4月1日から施行する。	附則 1 この要領は平成10年4月1日から施行する。 2 この要領は平成19年4月1日から施行する。 3 この要領は平成21年4月1日から施行する。 4 この要領は平成25年4月1日から施行する。 5 この要領は平成28年4月1日から施行する。 6 この要領は平成31年4月1日から施行する。 7 この要領は令和2年4月1日から施行する。 8 この要領は令和3年4月1日から施行する。 <u>9 この要領は令和4年4月1日から施行する。</u>	

## 江差高等看護学院適正化会議（第 1 回）に係るアドバイザー意見等

No.	資料番号	ご意見・修正案等	修正案
1	資料1-1	<p>第 5 条 「願い出なければならない」 再試験願いの提出は義務なのか？「<u>願い出ることができる</u>」でよいのではないか。</p>	○「願い出ることができる」に修正します。
2	資料1-1	<p>第 9 条 第 2 条に規定する学科試験における不正行為は禁止し、不正行為をおこなった者は懲戒処分とする。 2 前項の不正行為とは以下のことをいう。 (1) . . . (2) . . . (3) . . . 3 不正行為をおこなった者は、当該学科試験の点数を 0 点又は D とし、原則として第 5 条に規定する再試験は認めない。ただし、不正をおこなった学科試験が第 5 条に規定する再試験ではない場合には、学生の反省状況を考慮して、1 回に限り第 5 条に規定する再試験を認めることができる。</p> <p>※条文案そのものというより考え方をご理解ください。なお<u>再試験や再レポート提出を認める場合の手続はどうか検討必要</u>になります。再試験願い提出を不要とするのか、期限内に再試験願いを提出させたいうえで、再試験を認めるか審議するのかのどちらかになるのかのかなと思いました。</p>	○不正行為をおこなった場合は、評価せず不合格とし、原則として再試験を認めないこととします。

No.	資料番号	ご意見・修正案等	修正案
3	資料1-1	<p>参考：茅ヶ崎看護専門学校（インターネット入手）</p> <p>（不正行為）</p> <p>第17条 試験ならびに実習において不正行為を行った者については懲戒処分とする。</p> <p>2 試験ならびに実習にかかわる不正行為は、当該科目の評価の資格を失う。不正行為とは以下のことをいう。</p> <p>（1）本人に代わって受験する事、または受験させる事</p> <p>（2）不正使用の目的をもって作成された文書などを試験場に持ち込む事</p> <p>（3）持ち込みが許可されていない書籍・電子辞書・ノート等を利用する事</p> <p>（4）携帯電話などの送信機その他の通信手段を用いる事</p> <p>（5）机、筆記用具等に不正な書き込みをして受験する事</p> <p>（6）他人の答案用紙と交換する事</p> <p>（7）他人の答案またはレポートなどを書き写し、または書き写させる事</p> <p>（8）他人の答案を覗き見る事</p> <p>（9）私語・動作等によって不正な連絡を試みる事</p> <p>（10）答案用紙の破棄・偽名の記入等により答案整理を混乱させようとする事</p> <p>（11）剽窃行為により、レポートなどを作成すること。</p> <p>その他レポート不正には、<u>代筆行為や共同レポート</u>が考えられると思います 不正行為の例示は、<u>可能な限り例示すべきと思われる</u>のでご検討ください</p>	○他校の事例を参照し具体例を例示します。
4	資料1-2	<p>第11条関係</p> <p>懲戒処分に対する不服申し立てが認められた場合の処理で、処分そのものは取消されたとして、公示されている場合の、公示されてしまった部分は何らかの手当をするのでしょうか？</p> <p>個人を特定しないので手当不要との考え方もできそうですが、教育的効果の観点からは<u>懲戒が取消されたことも、公示すべきとも考えられます</u></p>	○懲戒の手続きとして「懲戒会議→処分案の通知→不服申立受理→懲戒会議→処分決定→本人通知・公示」となるので、不服申立以前に公示することはありません。



No.	資料番号	ご意見・修正案等	修正案
5	資料1-3	<p>(1) 再試験願・再実習願 成績が伝えられた日の翌日から数えて○日以内の17時15分までに提出（学校休業日を除く）</p> <p>※ 1日の17時に成績が伝えられた → 4日の17時15分締切とすると、3日と15分が経過しており、3日以内ではないと考えることもできる。そうすると3日の17時15分が期限？</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>別案「<u>成績が伝えられた日を1日目として3日後の17時15分までに提出</u>」 ※ 土日祝日除くより、学校休業日除くのほうがより正確になる？「土日祝日及び学校休業日除く」でもよい？</p>	<p>○「成績が伝えられた日を1日目として3日後の17時15分までに提出」とします。 ○「土日祝日除く」とします（学校休業日とすると、夏期休暇等学生の休業日と、道立施設の休業日とで混乱する可能性があるため）。</p>
6	資料1-3	<p>3 既単位習得科目の聴講について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・聴講希望申出期限を設ける場合は<u>期限の限定</u>の議論必要。たとえば3月20日までなど。</li> <li>・<u>外部講師と内部講師で区別するのが妥当か</u>は議論してもよい。</li> </ul>	<p>○「始業日」とします。 ○「担当講師」とします。</p>
7	資料1-3	<p>再履修願の提出期限 「履修しようとする年度の前年度中に提出」とありますが、それでは期限が早すぎるので熟慮できないため、<u>年度が替わった後に、当年度に再履修したい科目の再履修願</u>を出させる方法もあると思います。 看護学校の伝統的取り扱いというのはあるのですが、一般的な大学だと、落とした単位は翌年度の履修登録の際に登録しなおすだけで、前年度中に何かを出さないとダメという扱いにはしていないはずで、逆に熟慮不要なのであれば、学院側で再履修の自動登録とすることも可能なのではないのでしょうか。</p>	<p>○全て必須科目であるため再履修願がなくても自動登録は可能ですが、学生が主体的に学ぶ動機づけと、学習方法等についての相談機会とするため、再履修願の提出を求めることとします。 ○提出時期は「始業日から1週間以内」とします。（期限までに提出がない場合も履修できないということではなく、提出に向け学生に必要な指導を行います。）</p>
8	資料1-1	<p>（学科の評価方法）科目の評価には、①筆記（定期試験、中間テスト、毎時の小テスト）、②口述・実技等、③論文（レポート、課題回答等）、④学習意欲等など、科目の到達目標に照らして、様々な方法で評価していると思います。<u>学科成績の評価と学科試験との違い</u>を一応確認したほうがいいと思います。</p>	<p>○「学科試験は各科目の所定の授業終了後に行う」の文言を削除します。（科目によっては小テスト等を評価に反映させる場合があるため）</p>

No.	資料番号	ご意見・修正案等	修正案
9	資料1-1	(成績評価の基準) 数年前から、大学、専門学校等、高等教育機関においては、A評価の上にS(秀)90点以上をを入れ、S、A、B、C、Dの5段階基準をとっています。参考までに情報提供します。	○今後の対応の参考とさせていただきます。
10	資料1-1	(試験等の不正行為) 最近の不正行為は試験中のカンニング用紙を用いる、あらかじめ机上に記載、腕等への記載等の従来型カンニングに加え、スマホを介してのもの等多様化してきています。また他人のレポートを使用する件では、他人のレポート、web検索でのコピペを100%使用することは少なく、50%~80%利用して、それ以外で自分の文章とする等巧妙化しています。あらかじめ、こと細かに指導しておく必要があります。それらを含め、電子ファイル含むの文言は少し曖昧な感じを受けました。	○他校の事例を参照し具体例を例示します。
11	資料1-1	提出期日、申請期限等について 本学でも、レポート提出締め切り、再試験願ひ等、期限を設けていますから、期限設定は当然です。 問題はそれまで、 <u>個々の学生にどのように指導していくか</u> です。本学では、期限が近づいたとき、学生に連絡し、意思確認する。レポートについても、期限前に未提出者の確認を行い、指導する等を行い、それでも無理な場合はしかたがないとしています。その際も、 <u>遅れての提出は、減点をするものの、受け取る等、柔軟に対応</u> します。	○今後の対応の参考とさせていただきます。
12	その他	(上記事由) すべての組織は規則を有し、それにより一定の秩序を維持しようとしします。教育機関においても規則は、秩序維持の目的をもちろんもっていますが、それは第一目標とはなりません。教育機関の規則はあくまで <u>学生の成長のためにあり、規則を活用して学生を育てるため</u> で、 <u>規則に縛られてしまうことは、厳に慎むべき</u> です。その意味で、非常勤も含め、規則の運用については、 <u>レクチャーが必要</u> と思います。	○今後の対応の参考とさせていただきます。

No.	資料番号	ご意見・修正案等	修正案
13	その他	<p>(懲戒について) これも一般論で恐縮ですが、今は指導したつもりが、ハラスメントと訴えられる時代です。懲戒につきましても、<u>本人が納得する説明が求められています。説明責任は教官側にあることを、今一度研修等で確認する必要</u>を感じます。 また、いろいろな考えの教官がしますから、<u>明文化することも対策の一つ</u>と思います。</p>	○今後の対応の参考とさせていただきます。
14	資料1-1	<p>P2 (学科の評価方法) 第2条 学科試験は筆記、口述または実技その他の方法により行う。 2. 学科試験は各科目所定の授業終了後に行う →科目によっては、毎回の授業毎に小テストを行い合算で評価している科目、中間試験を行っている科目、基礎看護の実技試験も講義途中で行っている場合もあるかと思えます。その場合、2条 と2 に矛盾が生じると思えます。すべてを規定通りに終講後に実施するように変更するのであれば別ですが、<u>科目特性がありますのですべての科目について授業終了後に試験を行うのは難しい</u>と思えます。</p>	○「学科試験は各科目の所定の授業終了後に行う」の文言を削除します。(科目によっては小テスト等を評価に反映させる場合があるため)
15	資料1-1	<p>P2 (臨地実習の評価方法) 赤字の部分「実習の取り組み状況、実習記録等をもとに」とありますが、このように表示しますと、取り組みの状況等に関する評価基準を示さなければならないと思えます。「実習の取り組み状況、実習記録等をもとに」の文言は必要でしょうか。</p>	○実態として実習評価表をもとに評価することとしており、「実習の取り組み状況、実習記録等をもとに」を削除します。
16	資料1-1	<p>P2 第5条 3 再試験、再実習は原則1回に限り・・・とありますが、<u>再実習の実施は絶対に保証できる状況</u>ですか。多くの学校から再実習がうけいれていただけない、という現状を聞きますので、確認をさせていただきました。再実習は対象学生が何ができなかったか、その内容によっては学内で行うこともできると思えますので大丈夫かとは思いますが。</p>	○実習を臨地で実施できない場合は、国指定規則・ガイドライン等の範囲において、校内演習等に代えて対応しており、再実習についても同様の考え方でおります。今後の対応の参考とさせていただきます。

No.	資料番号	ご意見・修正案等	修正案
17	資料1-1	P 3 (追試験・補習実習) 第6条 追試験に対して「 <u>追実習</u> 」という概念は無いのですね。補習実習というのは、例えば2/3出席しなければ評価の対象とならないという学則であれば、30時間の実習で12時間欠席した場合の不足は2時間となります。その不足の2時間だけ実習をするという考え方でよいのでしょうか。その不足の2時間の実施時期はいつになりますか。欠席の理由によっては実習直後にはできないものもあると思います。春の実習を入院で欠席して年度末でなければ実習できないという状況もあるかと思ひます。その場合、補習実習というのは本当に時間を満たすだけのものになるかと思ひます。いろいろな状況を考へてシミュレーションしておくとういと思ひます。	○現行では、再試験・再実習、追試験・補習実習の概念のみです。 ○今後の対応の参考とさせていただきます。
18	資料1-1	P 3 (単位の授与) (卒業認定) いずれも会議で決定となっています。決定権者は無し、ということて理解してよろしいでしょうか。責任の所在は会議でしょうか。どの学校も当然、単位認定会議、卒業認定会議は開催されていますが、決定は学校長かと思ひます。どのような学院長が赴任されるかわからないということて、このようになつたのであろうと思ひます。	○単位認定、卒業認定は学則により学院長が行うこととなつており、規定は「会議を置く」に修正します。
19	資料1-1	P 4 (試験時等の不正行為) 第9条 不正をした場合当該科目が不合格とあります。ということて、備考にあるように不正をしても再試験がうけられるのですね。意見： <u>明らかなカンニングであつても再試験が受けられるというのはいかなるものでしょうか。</u> 今回の貴校の問題は規程の問題ではなくて、 <u>不正の判断、その対応に問題があつたもの</u> と思ひます。	○不正行為を行つた場合は、評価せず不合格とし、原則として再試験を認めないこととします。
20	資料1-2	懲戒に関する規程 ①懲戒 (3) 退学： <u>身分を剥奪</u> とありますが、 <u>除籍</u> という理解でよろしいでしょうか。	○「除籍」は学籍簿を削除するもの、退学は学籍簿は残し退学として記録を残すもの。
21	資料1-2	② (事実関係の調査) の中に「事情聴取」とあります。そのあとに「事実関係の確認」がありますが「 <u>事情聴取</u> 」という言葉は必要でしょうか。	○「事情聴取」は事実関係を確認する作業のため削除し「事実関係の確認」のみ記載します。

No.	資料番号	ご意見・修正案等	修正案
22	資料1-2	<p>③これはあくまでも私の主観ですが、<u>全体に表現が恐ろしいという印象をもちました</u>。悪には厳しく対処するという学校の考え方はよくわかりました。当校でも色々調べたことがありますが、様々な主義主張がある学生が多くいる大学は厳しい内容でした。学生に公平な判断をするための規程であるので、このような厳しいものを学生に示すという考え方もありだとは思いますが、そこは<u>学校の教育理念</u>ですね。少なくとも私は<u>暖かく学生を守るという姿勢</u>がこの文言から感じられませんでした。処分の公平性のための規程としているように思いましたが、もう少し<u>学生の将来を考え、学生の安全を守るための規程</u>であることが伝わるような文言、内規との整理が必要であると思いました。</p> <p>※この度の問題は規程にない対応がされていたことが問題と解釈した場合、規程を明確にしよう、となるのは当然だと思います。規程ですから誰しもが同じ理解ができるように、規程を整えることは必要ですが、この度の問題は、<u>規程を正しく解釈して遵守</u>するのではなく、<u>処罰をするために規程を解釈していたことが問題であった</u>と思っています。</p>	○今後の対応の参考とさせていただきます。
23	資料1-2	P 3 (不服申し立て) 第11条 懲戒の通告日から30日以内に不服の申立てを・・・とありますが、30日以内ということであれば <u>大概の処分は終わっていませんか</u> 。無期停学、退学くらいが対象となりますか。	○手続きとして、懲戒会議→処分案の通告→不服申立→懲戒会議→処分決定であり、不服申立は正式決定前に行います。
24	資料1-2	(教育指導) 第14条 学院長は・・・指導を行わせ、とあります。これは教員にむけた規程でしょうか。誰にむけたものなのか、文言の整理が必要と思います。	○教員向けの文言のため、規定からは削除します。
25	資料1-3	<p>○履修規程 2 各種願の提出等について (1) 例えば再試験日は3月15日。成績を伝えたのが3月1日とした場合、再試験の手続きは3月1日～3月3日というとらえ方に間違いはありませんか。この規程の根拠は事務的な作業の問題でしょうか。 当校はまずはなぜ不合格であったのかをよく考えてから再試験、再実習うけるかを考える、という考え方なので、むしろすぐには提出させていません。(年度末の時期等は期間が置けない場合もありますが)</p>	<p>○再試験は試験返却後1週間～2週間に実施しており、外部講師への依頼等手続きも必要なため、3日以内に提出を求めています。 ○今後の対応の参考とさせていただきます。</p>

No.	資料番号	ご意見・修正案等	修正案
26	資料1-3	<p>P3 既単位修得科目の聴講  (2) 「3月中旬」とありますが、これはいつの3月ですか。前年度？今年度？  仮にこの規程とした場合、単位をとっていても3年生全員が国試対策のため、1年生の履修中である解剖生理学を受講したいと言ってきた場合も聴講可能だということですね。  <u>原則、取得単位は受講できない、と「原則」をつけて状況で対応するとした方が混乱は起きない</u>と思います。</p>	<p>○留年等で履修科目が少ない学生の中で、自宅や図書室などでの自習を余儀なくされていた学生の救済策として追加するもの。  ○講義は単位履修する学生を優先するものであり聴講は「原則として認めない」が、特別の事情がある場合に認められる規定とします。  ○聴講希望は始業日までに担任に申し出ることとします。</p>
27	資料3	<p>北海道看護教育施設協議会では、この度の問題を共有し改善していこうとの思いで、教育の基本の学び直しをテーマに研修内容を検討し企画いたしました。ですが、状況的に出席が難しいのかもしれませんが、<u>北海道立看護学校からの出席者が少なく、非常に残念</u>です。北海道立看護学校の教員が時間外に参加する研修には、時間外手当、または、代休が取得でき、参加の環境が整っているのになぜに出席者だけいないのか、少ないのか、という疑問がだされました。（それぞれの学校の考え方ですので批判するものではありませんが、時間外手当が出ているのは事実か、代休を取得しているのか、という質問がありましたこともお伝えします。私も疑問に思います）  私はこのような手当が事実であれば、それはできるだけ<u>研修に参加するようにという環境を北海道が整えていること</u>なのだと思います。そうであれば尚更のこと、研修に参加いただけるのではないかと思います。  このような環境にもかかわらず研修に出席されないのは、出たくてもこのような問題がおこっているので参加しにくいということは多分にあるかと思っています。学び直しの必要性がないという認識ではない、ということを感じたいと思います。</p>	<p>○今後の対応の参考とさせていただきます。  ○道立高看内で共有させていただきます。</p>

## 教員研修について

### 1 アドバイザーからの意見（抜粋）

- すべての組織は規則を有し、それにより一定の秩序を維持しようとし、教育機関においても規則は、秩序維持の目的をもちろもっていますが、それは第一目標とはなりません。教育機関の規則はあくまで学生の成長のためにあり、規則を活用して学生を育てるため、規則に縛られてしまうことは、厳に慎むべきです。その意味で、非常勤も含め、規則の運用については、レクチャーが必要と思います。
- 懲戒につきましても、本人が納得する説明が求められています。説明責任は教官側にあることを、今一度研修等で確認する必要を感じます。また、いろいろな考えの教官がしますから、明文化することも対策の一つと思います。
- 今回の貴校の問題は規程の問題ではなくて、不正の判断、その対応に問題があったものと思います。
- 学生に公平な判断をするための規程であるので、このような厳しいものを学生に示すという考え方もありだとは思いますが、そこは学校の教育理念ですね。少なくとも私は暖かく学生を守るという姿勢がこの文言から感じられませんでした。処分の公平性のための規程としているように思いましたが、もう少し学生の将来を考え、学生の安全を守るための規程であることが伝わるような文言、内規との整理が必要であると思いました。
- 規程ですから誰しもが同じ理解ができるように、規程を整えることは必要ですが、この度の問題は、規程を正しく解釈して遵守するのではなく、処罰をするために規程を解釈していたことが問題であったと思っています。

### 2 現状・課題、対応方針について

- (1) 学生を処罰するための規定であったり、処罰するための解釈をしたりしていた
  - 規定は、教育理念に基づき学生を育て学生の安全を守るためにあるということを、研修等で再確認・共有する
- (2) 不正の判断、対応策（本人が納得する説明を含む）が不十分だった
  - 規則の運用や対応策を研修等で学び直し、実際の対応においては必要により第三者からの助言を受ける体制を整備する
- (3) 教員の体系的な人材育成体制の検討
  - 本庁、他道立高看と連携し体制を強化する